

会

議

午前10時 0分開議

○議長（土屋 忍君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（土屋 忍君） 日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第65号 ハリスの足湯指定管理者の指定について、議第66号 下田市総合福祉会館指定管理者の指定について、議第67号 加増野ポーレポーレ指定管理者の指定について、議第68号 あずさ山の家指定管理者の指定について、議第69号 下田市交通安全対策推進基金条例を廃止する条例の制定について、議第70号 下田市防災基金条例の制定について、議第71号 下田市緊急地震・津波対策基金条例の制定について、議第72号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、議第73号 下田市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について、議第74号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第75号 下田市外ヶ岡交流拠点施設条例等の一部を改正する条例の制定について、議第76号 平成25年度下田市一般会計補正予算（第5号）、議第77号 平成25年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）、議第78号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第79号 平成25年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第80号 平成25年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第81号 平成25年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）、以上17件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生常任委員長、竹内清二君の報告を求めます。

竹内清二君。

〔産業厚生常任委員長 竹内清二君登壇〕

○産業厚生常任委員長（竹内清二君） 下田市議会議長、土屋 忍様。

産業厚生常任委員長、竹内清二。

産業厚生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

1. 議案の名称。

- 1) 議第65号 ハリスの足湯指定管理者の指定について。
- 2) 議第67号 加増野ポーレポーレ指定管理者の指定について。
- 3) 議第68号 あずさ山の家指定管理者の指定について。
- 4) 議第76号 平成25年度下田市一般会計補正予算（第5号）（本委員会付託事項）。
- 5) 議第77号 平成25年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）。
- 6) 議第78号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。
- 7) 議第79号 平成25年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。
- 8) 議第80号 平成25年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）。
- 9) 議第81号 平成25年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）。

2. 審査の経過。

12月9日、10日の2日間、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より平山健康増進課長、大川環境対策課長、山田産業振興課長、稲葉観光交流課長、長友建設課長、平山上下水道課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

- 1) 議第65号 ハリスの足湯指定管理者の指定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 2) 議第67号 加増野ポーレポーレ指定管理者の指定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 3) 議第68号 あずさ山の家指定管理者の指定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第76号 平成25年度下田市一般会計補正予算(第5号)、本委員会付託事項。  
決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第77号 平成25年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第2号)。  
決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第78号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)。  
決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第79号 平成25年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。  
決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第80号 平成25年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)。  
決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第81号 平成25年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)。  
決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

○議長(土屋 忍君) ただいまの産業厚生常任委員長の報告に対し、質疑を許します。  
岸山久志君。

○6番(岸山久志君) 慎重審議ご苦労さまでした。

68号についてお尋ねいたします。かなり討論が白熱したとの話を聞きますので、どのような討論または審議がありましたか、もしできましたらその討論の中で将来的なビジョンというか、将来的にこのような形にすればいいかと、そこまで出ているようでしたらお願いいたします。

○議長(土屋 忍君) 竹内清二君。

[産業厚生常任委員長 竹内清二君登壇]

○産業厚生常任委員長(竹内清二君) ありがとうございます。

委員会では今回出された公の施設選定委員会の経緯、あるいは上程された申請書及び関係

資料一式、あるいは数値的なところも踏まえて現状の施設運用の内容、あるいは将来的にどのような形で事業者が運営されていくのかということで話をさせていただきました。

基本的に今回の議案は、公の施設の指定管理者選定委員会で作成された平成26年4月からの5年間の選定の事業者を決めるということで、この公の施設管理者選定委員会の答申をもって当局から出された資料でございました。

この選定委員会では公募による選定ということで決定いたしまして、この公募の内容は申請書によって吟味いたした結果、申請書類、あるいは指定管理手続、あるいは当局から説明があった中では指定管理者が持つ指定管理制度そのものが持つメリット、要は民間の活力を生かす行政だけではできない、そういった民間のアイデアや事業力というものを活用した事業の展開ということでお話を伺いました。これをもとに我々委員会では議論を重ね、結果として先ほど申しましたとおり、今回の案件につきましては、当局の提案どおりの案で可ということで決定させていただきました。

その選定委員会の中でもさまざまな議論がなされておりまして、この施設が持つ観光的な特色、要は営利的なものが望める施設であり、そこと条例の持つ意義、ここが果たして合っているのか、あるいは時代のニーズにそぐわれているのかということについて今後5年間、しっかりと調査あるいは検討すべきであろうと。あるいは事業者、市とも運営や維持に関しまして年間相当の支出を必要となっている現状でもございます。こういったところでも、果たして存続の意義があるのか、今後5年間しっかりとそのあたりを見きわめていこうと。なおかつ施設そのものの利用、あるいは継続の意義も含めてしっかりと5年間検討すべきであろうということを委員会から出されまして、当局にはその委員からはその要望がなされた経緯でございます。

よろしいでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 岸山久志君。

○6番（岸山久志君） 一応、今の施設は観光営利を目的とする施設になりつつあって、条例とのすれ違いが出てきているのではないかという話だと思います。その条例について、改正とかそういう話は出なかったんですか。

○議長（土屋 忍君） 委員長。

〔産業厚生常任委員長 竹内清二君登壇〕

○産業厚生常任委員長（竹内清二君） 委員会そのものでは条例の改正までに今回の議案そのものの審査を行う上でそこまで踏み込んでおりませんが、今後の検討課題ということで考え

ていかなければいけないのではないかという意見は出されました。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかにありませんか。

伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 議第68号 あずさ山の家指定管理者の指定について質問をいたします。

本会議でも質問したんですが、下田市で災害が、主に津波が想定されている。大島のような土砂災害で自宅が流された場合もそうなんですが、ほとんど唯一と言っていいほど宿泊機能を持った施設であります。したがって、ここの施設が災害のときに優先的に利用できるかできないかということは、災害対策上、大変重要な問題であろうと。これは一般質問等で出たときに、緊急の場合には市のほうで使えるような契約を結びますというような答弁が当局からあったと思うんですが、委員会ではどのような審査が行われましたか。

○議長（土屋 忍君） 委員長。

〔産業厚生常任委員長 竹内清二君登壇〕

○産業厚生常任委員長（竹内清二君） やはり伊藤議員が質問された内容の形で委員会でも議論がなされました。

今回、発災時の使用の限定、あるいは協定等はどうなっているのかということでの議論なんですけれども、当局のほうからの回答は、現段階では協定までは至っていない。ただし、今回の公募による申請の中での応募要領では、その旨の市の仕様については明記されておるということで、下田市の公の施設の中であわせ持つこのあずさ山の家の特徴というものも、あるいは位置的なメリットというのも当局のほうは理解されているようでした。

その中で、ではどのタイミングで協定を結ぶのかという話になるんですけれども、ほかの施設、公の施設や民間等で必要であろうという施設、こういったものを防災係、今後防災課という形になろうかと思いますが、係のほうで一括で検討し必要である場合、もちろんこのあずさ山の家もそうなんですけれども、そういった中での協定をその課によって一括で結んでいく予定であるということの回答をいただきました。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 先ほど申しましたように、山の家の特異性は宿泊機能施設を持っているということでありまして。東日本大震災等でも見たように、自宅等が流された場合には仮設の住宅、下田市の場合は仮設住宅を建てるのに適した土地というのは持っていないわけでありまして。学校体育館も一時的には使用できるが、やっぱり長期的になると学校運営上で体育

館機能が必要だということになる。そうしますと、あずさ山の家の場合には、震災の一時的な避難ではなくて、そこで仮設住宅なり自宅へ帰るまでの間、そこで避難民がずっと生活ができることが可能な施設なんですよね。本当に指定管理者事業が一時的な中断ではなく、かなり長期にわたる中断になってしまう。もしくは事業そのものがもうできない、それ以降。やはり避難民の生活のために変えなくてはならない。この辺までの案を見据えますと、やっぱり当然、今度できる地域防災課を主体にした防災で指定管理の各施設の管理者さんとの協定ではなく、山の家の特殊性を考えると、その協定書に明記する必要があるんだろうと。そして、条例に何らかの規定がなければ、やはりそこまでの改変と言いますか、管理内容が変わってきてしまうということだと、条例に根拠がないと大変厳しいのではないかと思うのですが、条例の改正まで踏まえてこの山の家のありようを検討すべきではないかと思うんですが、その辺は委員会審議の中ではどのような審議がなされたでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 委員長。

〔産業厚生常任委員長 竹内清二君登壇〕

○産業厚生常任委員長（竹内清二君） 災害時の使用における条例の改正までは、委員会では議論は行っておりません。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これをもって、産業厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員長、小泉孝敬君の報告を求めます。

小泉孝敬君。

〔総務文教常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○総務文教常任委員長（小泉孝敬君） 総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

- 1) 議第66号 下田市総合福祉会館指定管理者の指定について。
- 2) 議第69号 下田市交通安全対策推進基金条例を廃止する条例の制定について。
- 3) 議第70号 下田市防災基金条例の制定について。
- 4) 議第71号 下田市緊急地震・津波対策基金条例の制定について。

- 5) 議第72号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定について。
- 6) 議第73号 下田市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について。
- 7) 議第74号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
- 8) 議第75号 下田市外ヶ岡交流拠点施設条例等の一部を改正する条例の制定について。
- 9) 議第76号 平成25年度下田市一般会計補正予算(第5号)(本委員会付託事項)。
- 10) 議第78号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)(人件費)。
- 11) 議第80号 平成25年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

## 2. 審査の経過。

12月9日、10日の2日間、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より野田教育長、鈴木企画財政課長、名高総務課長、楠山税務課長、土屋市民課長、原福祉事務所長、土屋学校教育課長、佐藤生涯学習課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

## 3. 決定及びその理由。

- 1) 議第66号 下田市総合福祉会館指定管理者の指定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 2) 議第69号 下田市交通安全対策推進基金条例を廃止する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 3) 議第70号 下田市防災基金条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 4) 議第71号 下田市緊急地震・津波対策基金条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 5) 議第72号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第73号 下田市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第74号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第75号 下田市外ヶ岡交流拠点施設条例等の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第76号 平成25年度下田市一般会計補正予算（第5号）（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第78号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

11) 議第80号 平成25年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

なお、議第72号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定について及び議第76号 平成25年度下田市一般会計補正予算（第5号）の審査において、総務文教常任委員会委員全員一致した意見としまして、以下の点を補足するものであります。

新たに設置された地域防災課には避難路と避難場所の整備が期待されている。これまで地域住民が避難路を整備するときに50万円を上限に補助金を支給することで進めてきた。これは一定の成果を上げてきているが、今後は行政が主導し、地域と協力しながら進めていかなければならない。特に避難場所の整備には大きな資金を必要としている。係が課へ格上げされたことを契機に人的な強化を図り、大幅な予算の増額を行うことを強く求める次第であります。

以上です。



○議長（土屋 忍君） ただいまの総務文教常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） 1点お聞きします。

今回、追加で出された債務負担行為の中で、通園バス運転業務委託料というのがありますが、これは運転手2名を委託して通園バスの運行に当たらせるということですが、それとセットになっているんですか、車両リース料も入ってまして、これが通園バス2台分のリース料であるということです。人だけ委託して契約して、車両は自分たちで下田市でリースする、所有するというような形というのは、ちょっと奇異な感じもするんですよね。委託する先がバス会社等々であるならば、余計そのような人間と車両が一体化した契約ができなかったのか、そのほうがすっきりするのではないかというふうな思いがあります。そこら辺のところについては、委員会のほうでどのように審査がなされましたか。

そしてまた、運用形態についてなんですが、2コースで1日3往復であると、平日は。土日は1往復であるというふうなことなんですが、その間はどうするのか。全然バスはそのまま休ませておくのか。敷根のあの一带はプールがあったりとかスポーツセンターがあります。高齢者生きがいプラザもあります。高齢者の方で足がないからプールにも行けないよなんて人も結構いるんですよね。そういう人たちの利便を考えたら、せつかくこのような形で車両も確保して、駅から敷根まででもいいですが、またそのほかに派生していろんな使い方もあると思いますが、とりあえずそういうような形で、通園バス以外にも活用できるというふうなことも考えられるのではないかと思います。そこら辺のことについては、委員会ではどのような審査がなされましたか。お願いします。

○議長（土屋 忍君） 委員長。

〔総務文教常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○総務文教常任委員長（小泉孝敬君） 通園バスについては各委員からもかなりの意見がございまして、当初、当局より通園バスの運行業務に対して業者に委託した経緯その他を、当初は本会議でも説明があったかと思うんですが、市職員との運行を考えていたというふうな説明はあったかと思うんですが、委員会としてもその点との比較等を当局に説明を求め、それについては運行業務そのものが細かな点、その他についてもノウハウを持っている業者、いわゆる運行管理の面でそういう業者のほうがいいだろうということで業者等に委託すると。先ほどのリースの件ですが、この委員会の中でもそういうリースにした経緯、または自社バス等のいろんな意見が出ましたが、その利用する件が幼児の場合、いわゆるチャイルドシー

トですとか、あとは随行する人の人数制限等、その他将来的にも児童の減少ですとか、そういういろんな直近のこと、将来的なことを鑑みてリースにしたという説明がございました。

もう一つ、先ほどの最後の質問にありました途中等の利用、これはそういった審査の中では出ませんでした。

○議長（土屋 忍君） 鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） 当局の説明でも、安全性を考えて運転業務に習熟した人がやったほうがいいんだろうというふうな説明は本会議の質疑の中でもありましたが、それにしてもなぜセットで委託できなかったのかというのについては、また若干疑問が残りますが、車は自治体のほうで確保して運転業務だけを委託すると。しかも時間を限定して、人数も限定してお願いするというふうなことで、車両管理まで入っているというふうな説明も当初本会議のほうでもありましたが、その車両管理までちゃんとできるのかなんていうちょっと心配もありますが、一応そういうふうなことで、とにかく安全第一だというふうな観点ですね。それでやったということですね。

それとあと、通園の朝と夕方のそれ以外の時間帯の運行については、非常に難しいというふうなことですか、車の形態だとかいろんな問題で……、質疑がなかったと言っていましたね。

○総務文教常任委員長（小泉孝敬君） はい、ありませんでした。

○5番（鈴木 敬君） わかりました。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

以上で、委員長報告と質疑は終わりました。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第65号 ハリスの足湯指定管理者の指定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること

にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第65号 ハリスの足湯指定管理者の指定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第66号 下田市総合福祉会館指定管理者の指定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第66号 下田市総合福祉会館指定管理者の指定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第67号 加増野ポーレポーレ指定管理者の指定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第67号 加増野ポーレポーレ指定管理者の指定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第68号 あずさ山の家指定管理者の指定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君。

〔7番 沢登英信君登壇〕

○7番（沢登英信君） 議第68号 あずさ山の家指定管理者の指定について、これは否決すべきものとして反対討論をいたします。

株式会社栄協を指定管理者にすることは、条例の本旨に外れ、多くの問題を生じさせることとなりますので、反対をいたすものであります。

あずさ山の家は、下田市農村体験宿泊施設条例でその運営等が定められているところで、公の施設であります。第1条で、地域資源を活用し、都市と農村の体験交流により、地域の活性化を図るためとその目的が明記されているところであります。株式会社栄協は、ご案内のように平成18年4月1日から21年3月31日まで第1期、そして引き続きまして21年4月1日から26年3月31日まで計8年間指定管理者であるわけであります。さらに、平成31年3月31日まで5年間延長しようという内容であります。条例の目的に定められました運営が皆さん、されてきているのでしょうか。

あずさ山を指定管理者の選定を行いました下田市公の施設の指定管理者選定委員会で、次のようにある委員は発言をしているところであります。「その設置目的に合致していない運営だろうということで評価しない人もいるかもしれませんが、ただあそこで農村体験するよりは、安い料金で宿泊でき、家族みんなで焼き肉を食べることができ、1万円のオプションで釣りに行って家族で楽しめるということ、もしかしたら、あそこで利用する多くの人々が求めているのではないかという印象を受けますね。」と、こんなとぼけた発言をしているわけでありまして。「果たして農村体験をして、地域交流をしてということ望んでいるのかという疑問がありますね。」と、こう言っているわけでありまして。下田市の公の施設として焼肉屋をやればよいなど、どんなおかしな発言か議員の皆さんならご理解をいただけるところではないかと思うわけでありまして。

平成4年から開設し、平成18年3月31日までの14年間は、下田市振興公社が担当してまいりました。この施設は第4期山村振興事業の一環として運営されてきたと言えると思います。したがって、稲梓地区活性化推進委員会、そしてあずさ山の家には須原地区の皆さんを中心といたしまして、ふるさと活性化推進世話人会約30人余の方々バックアップ態勢をとって、地域ぐるみでこの施設を運営してまいったと、こう言えようかと思えます。農村体験といえますのは、年間を通じて相当な協力態勢、組織的な態勢がしっかりとれていなくては難しいと、この選定委員会の委員長自身が言われているところであります。

山の家とポーレポーレを連携してはどうかというこのような思いから、この両施設を比較

をしているところであります。松崎町の千枚田、農村体験、稲刈りや田植え等々を都会の方々にお願いをしている。こういう方向をこの施設は目指すべきことは誰の目にも明らかであろうかと思えます。このような条例で定められた方向を否定して、焼肉屋さんをやればいい、あるいは結婚式場にすればいい、宿泊施設にすればいい、趣旨が全く違うのではないかと思うわけであります。条例に違反をし、まさに条例に外れていることは明らかではないかと思うわけであります。

あずさ山の家の村長でありました土屋さんは気まぐれ売店を経営されている。これらの取り組みが地域に一定の成果をもたらしているという評価はできようかと思うわけであります。指定株式会社栄協さんが指定管理者であっては、本来のあずさ山の家の運営が困難であることは明らかではないかと思えます。この8年間の実績が優にこのことを物語っていると言えらると思えます。

条例に基づき市民の付託を受け、公の施設を管理することが行政当局、市長の責任であります。これができないなど、とんでもないことであると改めてもらわなければならない重大事項であると思っております。条例に違う運営がされているなら、これをやめていただく、中止をする。条例に従った運営ができるような指定管理の体制、あるいはその他の体制を求めていく、つくっていくということが、当局に求められている市民の付託の内容であると思っております。強く当局に反省を求めたい、こう思うのであります。

株式会社栄協のこの8年間の実績は、毎年約1,000万円近くの赤字を出し続けてきております。8年間で8,000万円、あと5年も続けるということになれば、1億を超えますことは明らかであろうかと思えます。選定委員の方も年間1,000万円も赤字を出してやってよくいられますねと、どういうわけで栄協さんはこの事業を、山の家の運営をしたいと思っているんでしょうねと、こう質問を出しているわけであります。当局からの答えはない。なぜ栄協さんがこの施設を運営したいのかを答弁できない当局の姿勢であります。まさに審議をしましても議論の対象になっていない、こう言わざるを得ないと思っております。しかも皆さん、24年度決算を見ますと、下田市はこの施設に706万円もの修繕費あるいは備品の購入に充てているわけであります。そして、減価償却費用を含めると2,000万円を超える費用を費やしている実数が明らかとなっているわけであります。

株式会社栄協の会長であります広瀬拓意氏は下田市の配水池の用地の賃貸借契約、この交渉の中でどのように言っていたのでしょうか。次のように言っております。平成23年2月23日の当局の会議録によりますと、「行政には貸しをつくり、その見返りを求める。これは企

業として当然、自分はその姿勢で会社経営をしてきた。河津町へ住所を移したのも下田市とけんかするためだ。」こう発言をして記録に残されているところでもあります。水道用地の見返りを再度求められ、今日もこの問題が引き延びていることは皆さん明らかなことであろうと思います。この席上、菱沼氏は山の家の指定管理者として大平山の遊歩道を整備してほしい、自分のところにNPOもあると発言をしているわけでもあります。何を意味しているのでしょうか。

そして、指定管理者指定申請書には、小水力発電は旧梨本発電所稼働により500キロワット程度の発電所となっています。太陽光発電は河津町梨本地区に500キロワットのソーラー発電所をそれぞれ再稼働あるいは稼働できるように設置し、固定買い取り制度を利用して東京電力に売電し、利益の一部をあずさ山の家の運営資金として助成したい、こう言っているわけでもあります。この事業は平成28年度から実施する計画であるが、太陽光は山の家は日当たりが悪い、ここではやらない、もっと上のほうだと、こう言っているわけでもあります。あずさ山の家の事業とは全く関係のない事業であることも、これはまた明らかではないでしょうか。事業者として自ら栄協メンテナンスの事業として経営することは、それはそれで結構なことだろと思うのですが、あずさ山の家の事業と全く関係のない事業であろうかと思いません。河津町長と話し合ってきたと、こう言っているわけでもあります。

株式会社栄協の提案者は平成25年10月9日の第5回のこの選定委員会の中で、次のように申しているわけでもあります。河津の梨本に100年ぐらい前に東電が発電所をつくりました。それから、50年前に契約が終わって、その後契約がうまく進まなくなると休止状態になった。これについて我々の会長が河津に住所を移したので、その活性化のために何か役立てることはないかということになって、河津町さんと発電所の再稼働をやりたい、やりますよという提案をしてみた。それはできないと河津町長から言われた。広瀬さんがやってくれるなら構いませんけれども、町は関係したくないと、こう答弁をされたというわけでもあります。そして、申請書を提出して許可をとることになったと、こう選定委員会で発言されているわけでもあります。この経過から見ましても、全くあずさ山の家の事業とは関係ないことは明らかであろうかと思いません。これらのチェックさえも市当局はしていない、こう指摘せざるを得ないと思いません。

株式会社栄協が申請されました②の3、水の駅事業の中に大平山とあずさ山の家を結ぶ子供たちの冒険心をくすぐるハネ橋の整備がうたわれております。川を挟んで道路を越えて橋をつくろうと、こういう構想ではないかと思うわけではありますが、これなども申請書に入れ

るべきものではない。大変お金のかかる施設の改善は業者がやるべきことではなく、公の施設である限り、市が主導性をとって市が検討すべきことであろうと思います。申請書に入れるべきことではなく、案として市と協議するならともかく、これらのものも申請書にきっちり書かれ、それを認めて許可をしようというのが当局の姿勢であります。自主事業の名がつけば何でも認めようというこの当局の姿勢は、条例に外れてもよいとする大変誤った、是正しなければならない判断であると言わざるを得ないと思うわけであります。重ねて、当局の反省と訂正を求めるものであります。

さて皆さん、この選定委員会におきましては、栄協さんだけではありません、特定非営利活動法人ワーカーズコープというところが手を挙げているわけであります。ここはまさに特定非営利活動法人、こういう公の資格を持った団体であります。利益を求めようということではないという団体であることも明らかであろうかと思えます。大変すばらしい提案をしておりますが、実効性が伴わないといってこの選定委員会は否決しているわけですが、その内容は栄協さんが8年間営業してきたその実績を見て、年間1,200万からの指定管理料が欲しいと、こういう申請を出しているわけであります。まさに実効性が伴わないのではなく、この1,200万の指定管理料を払ってほしいというワーカーズコープと、指定管理料ゼロでいいという栄協メンテナンスのこの比較がされたら、こう考えざるを得ないと思うわけあります。

皆さん、ただより怖いものはない。これが俗に言われる忠告ではないでしょうか。このような判断を進めていくことは絶対にしてはいけないと、私は考えるものであります。条例に従った運営をしていただくと。条例に従う運営ができないのであれば、議論をしてその間はこの営業を中止する、あるいは根本的な議論をして条例の改正をする、そういう手続なしにこの営業を中止する、あるいは根本的な議論をして条例の改正をする、そういう手続なしにしろのまま指定管理を続けることには、私は断固反対であります。当局の猛省を求めたい。また、議員諸氏の誠意ある判断を求めたいと思えます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 次に、賛成意見の発言を許します。

高橋富代君。

〔10番 高橋富代君登壇〕

○10番（高橋富代君） 議第68号 あずさ山の家指定管理者の選定について、賛成の立場から討論をいたします。

反対議員は指定団体、株式会社栄協の自主事業について大きな問題があるという指摘をさ

れています。指定管理制度というのは、民間の活力を導入し施設の経営改善を図る。つまり、当該施設の目的を達するために自主事業で補填することも認められている制度であります。あずさ山の家の趣旨は、地域資源を活用し都市と農村の体験交流により地域の活性化を図るため、農村体験宿泊施設が設置されたとあります。したがって、指定団体の提案はあくまでも建設経緯を継承するということで提案されていますし、選定委員会がこれの選定をしています。しかるべき手続にのっとり選定されたものと理解をしています。

ただ、指定管理制度そのものが制度疲労を起こしており、本来の民間の活力を導入し自治体の経営改善を図る目的が達せられているかといえば、当該施設においては年間で数百万の修繕費を出さなくてはならなくなっています。施設が老朽化すればするほどふえていくことでしょう。ますます厳しくなっていくと予想されている下田市の財政の中で、抜本的な見直しが必要であることは、前の5年間で当局が政策的な判断をすべきであったであろうと私は考えています。したがって、手続的には問題はありませんが、当局は今後5年間でしっかり政策的議論をし、指定管理制度の廃止を含め政治的判断をされるべきであろうということを指摘して、議第68号 あずさ山の家指定管理者の指定については、賛成をいたします。

○議長（土屋 忍君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成に諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋 忍君） 起立多数であります。

よって、議第68号 あずさ山の家の指定管理者の指定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時 8分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

引き続き討論、採決を行います。



次に、議第69号 下田市交通安全対策推進基金条例を廃止する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第69号 下田市交通安全対策推進基金条例を廃止する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第70号 下田市防災基金条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第70号 下田市防災基金条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第71号 下田市緊急地震・津波対策基金条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第71号 下田市緊急地震・津波対策基金条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第72号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第72号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第73号 下田市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第73号 下田市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第74号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第74号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第75号 下田市外ヶ岡交流拠点施設条例等の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第75号 下田市外ヶ岡交流拠点施設条例等の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第76号 平成25年度下田市一般会計補正予算（第5号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第76号 平成25年度下田市一般会計補正予算（第5号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第77号 平成25年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第77号 平成25年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第78号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第78号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第79号 平成25年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第79号 平成25年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第80号 平成25年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第80号 平成25年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第81号 平成25年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第81号 平成25年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

---

○議長（土屋 忍君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。これをもって平成25年12月下田市議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

午前11時18分閉会